

平成 20 年 5 月 21 日

各位

株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 青木 達也

サンコー株式会社に対する仮処分申立の決定について

当社は、当社の茨城地区本部であるサンコー株式会社（以下、「サンコー」といいます。）が株式会社プレナスの展開する「ほっともっと」を運営しようとしたことに対して、当社との契約期間中、「ほっかほっか亭」以外の営業の禁止を求める仮処分の申立を行っていましたが、本日 5 月 21 日東京地方裁判所より、下記のとおり、当社の申立を認め、サンコーは、平成 20 年 10 月 31 日まで、「ほっかほっか亭」以外の持ち帰り弁当事業を営んではならないとの決定がありましたので、お知らせします。決定主文は次のとおりです（「債務者」とはサンコーのことです。）。

主文

債務者は、本決定送達後平成 20 年 10 月 31 日まで、茨城県内において、債権者との間で平成 14 年 10 月 30 日に締結し、平成 17 年 10 月 30 日に更新したほっかほっか亭地区本部契約に基づく持ち帰り弁当の製造、販売及び同連鎖化業務以外の弁当の製造、販売及び同連鎖化業務を自ら営んではならず、又は第三者をして営ませてはならない。

以上